

総会

配布：一般

2008年3月7日

第62会期

議事日程議題 116

2007年12月21日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/62/595)]

62/214. 国連職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助並びに支援に関する国際連合の包括的な戦略

総会は、

いっそうの平和、繁栄そして公正な世界にとって、また全ての者にとっての人権と基本的自由の促進と保護にとって欠くことのできない、国際連合憲章の目的および原則並びに国際法を再確認し、

国際連合職員や関連要員により犯された性的搾取および虐待のあらゆる行為を深く懸念しまた強く非難し、

性的搾取および虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策に対する総会の支持をくり返し表明し、また性的搾取および虐待から保護する特別措置に関する事務総長公示¹を含む、全ての関連する国際連合行為基準や規則を想起し、

適切且つ信頼できる方法で提供されるべき、国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者への援助に対する国際連合システム全体を通じた包括的アプローチの実施に対する総会の支援をまたくり返し表明し、

事務総長発総会議長宛 2005年3月24日付書簡、それは「国際連合平和維持活動における将来の性的搾取および虐待を根絶するための包括的戦略」と表題のついた特別顧問の報告書²を含んでいる、を想起し、

¹ ST/SGB/2003/13.

² A/59/710.

2005年世界サミットの成果³において、事務総長が、被害者の援助に対する包括的アプローチを先導する総会への提案を提出することを要請されたことをまた想起し、

2005年3月29日の59/281、2005年6月22日の59/300、2006年6月6日の60/263および2007年7月24日の61/291の総会諸決議を更に想起し、

事務総長発総会議長宛2006年5月25日付書簡⁴、それは国際連合政策声明案と国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助並びに支援に関する国際連合包括的戦略案を含んでいる、を感謝の念をもって留意し、

国際連合職員や関連要員により犯された性的搾取および虐待の被害者を支援することの重要性に注意し、

1. 本決議に添付された、国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助並びに支援に関する国際連合包括的戦略（以下「同戦略」）を採択する。

2. 適切な場合には、市民社会の支援を得て、加盟国と緊密に活動して、同戦略の実施において積極的且つ調整されたやり方で従事することを、国際連合システムの関連する機関に求め、そして専門機関に招請する。

3. 「ミレニアム・サミットの成果に対するフォローアップ」と表題のついた議事日程議題の下で同戦略の実施において為された進展を、2年後に、検討することを決定する。

4. 事務総長に対し、同戦略を実施することそして総会の第64会期にこれに関連した、学んだ教訓、最善の慣行および勧告を含む、詳細な報告書を提出することを要請する。

第79回本会議

2007年12月21日

³ 決議60/1、第165項参照。

⁴ A/60/877.

添付文書

国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助並びに支援に関する国際連合の包括的な戦略

目的

1. 同戦略の目的は、国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者が、時宜を得たやり方で適切な援助と支援を受けることを確保することである。性的搾取および虐待が発生した場合、国連が素早くまた効果的に対応することが不可欠である。
2. 同戦略は、国連システムが、国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の被害者に対する援助と支援を促進し、調整しそして、適切な場合には、提供することを可能にもする。
3. 同戦略は、性的搾取および虐待の行為の個人的な責任を、少しも小さくしたり置き換えたりするものではなく、それは実行者に残ったままである。同戦略は、補償のための手段を意図しているものではない。

適用範囲

4. 同戦略は、受入国の法令に然るべき敬意を払って各々の所在地国の関連する状況に対して適切なやり方で、告訴人、被害者および国際連合職員や関連要員による性的搾取および虐待の結果として生まれた子供を援助しまた支援するために実施されるべきである。

定義

5. 以下の定義が、同戦略において用いられる用語を明確にするためここに規定される。

(a) 性的虐待：力によるものであれ対等でないまたは強制的な条件のもとであれ、現実のまたは危険が迫っている身体への性的性質の侵入：

(b) 性的搾取：別の性的搾取から金銭的に、社会的にまたは政治的に利益を得ることを含むがそれに限定されない、性的目的のための脆弱な立場、差別的な権力若しくは信用の現実のまたは企てた濫用：

(c) 告訴人：国際連合職員や関連要員により性的に搾取されたかまたは虐待されたことがあるとか、または、国際連合職員や関連要員により性的に搾取されたかまたは虐待されたことがあると言われてることを、確立された手続に従って、強く主張している者。しかし、その主張は、国際連合行政過程を

通してまたは、適切な場合には、加盟国の過程を通して、確立していない。

(d) 被害者：国際連合職員や関連要員により性的に搾取されたかまたは虐待されたことがあるというその主張が、国際連合行政過程を通してまたは、適切な場合には、加盟国の過程を通して、確立している者。

(e) 性的搾取および虐待の結果として生まれた子ども：国際連合職員または関連要員による性的搾取および虐待の行為の結果として生まれてきたことが権限ある国家当局により認められた子ども。

(f) 国際連合職員や関連要員：国際連合職員、コンサルタント、個人契約者、国際連合ボランティア、ミッションの専門家および派遣部隊構成員。

(g) 実施協力機関：同戦略において示されたサービスを促進しそして提供するため、確立された受入国および国際連合手続に従って、国レベルで影響を及ぼす団体または組織。被害者支援ファシリテーターは、告訴人、被害者また性的搾取および虐待の結果として生まれた子どもに対する援助や支援の提供を促進するため国際連合により要請された選ばれた実施のための協力機関である。

援助および支援

6. 告訴人は、申し立てられた性的搾取および虐待が直接もたらすその個人的必要性に従って基本的な援助や支援を受け取るべきである。この援助や支援は、治療、法的サービス、体験の心理的なまた社会的な影響を扱う支援そして必要に応じて、食料、衣類、緊急で安全な避難所のような当面の物質的な保護から成る。

7. 基本的な援助に更に付け加えて、被害者は、性的搾取および虐待が直接もたらすその個人的必要性に従って追加の援助や支援を受け取るべきである。この援助や支援は、治療、法的サービス、体験の心理的なまた社会的な影響を扱う支援そして必要に応じて、当面の物質的な保護から成る。

8. 性的搾取および虐待の結果として生まれた子どもは、子どもの最善の利益において、性的搾取および虐待が直接もたらす医療、法的、心理的なまた社会的な結果に対処する援助や支援を、その個人的な必要性に従って、受け取るべきである。国際連合は、父であることに関連した主張の追求と子どもの支援を、その権能の範囲内で、促進するため、加盟国とまた協働すべきである。

援助および支援の提供

9. 全ての援助および支援は、告訴人、被害者また性的搾取および虐待の結果として生まれた子どもが苦しむ心の痛手を増やさない、更なる負の烙印の原因とならないまたは性的搾取および虐待の他の被害

者を排除若しくは差別しないやり方で提供されるべきである。

10. 援助や支援は、既存のサービス、計画およびそのネットワークを通して提供されるべきである。しかしながら、必要な場合には、国際連合は、重複性の構造を開発すること以外の、新しいサービスの開発を支援すること考慮すべきである。

11. 国際連合フォーカル・ポイントは、告訴人、被害者また性的搾取および虐待の結果として生まれた子どもを照会させる過程が、簡単で、安全で、そして秘密性、尊厳と非差別の必要性を尊重することを確保する、同戦略の実施を調整しまた監視するため、特定されることになる。

12. 国際連合は、本戦略において示されたサービスを提供するため、そして必要に応じて、被害者支援ファシリテーターとして行動するため実施協力機関を特定すべきである。

13. 援助や支援の提供の活動期間は、性的搾取および虐待が直接もたらす個人的必要性に従って設定されるべきである。

14. 告訴人、被害者また性的搾取および虐待の結果として生まれた子どものそれぞれの事例における国際連合によるあらゆる援助や支援の提供は、請求の有効性の認容または申し立てられた実行者の責任の容認を示しているものではない。